

三菱東京UFJ銀行でも、愛知経営者協会でも断らないのに！？

南医療生協、栄総行動の要請拒否

「みんなの要求、みんなで実現」を合言葉に、1978年から労働団体や市民団体などが共同して行動続けている歴史と伝統ある栄総行動(11/7)の要請を、南医療生協は紙切れ一枚の郵送で拒否してきました。

栄総行動には、UFJやみずほ銀行などの大手銀行や企業、名古屋市をはじめとした諸官庁も要請を受け、面談での回答をしてきています。

南医療生協は、右記文書のように「組合員の保健医療福祉の増進」を定款に掲げていると言いながら、労働局が認めている梅村さんの労災について、いまだに認めていません。

定款どおりにやましいところがないのであれば、市民要求としての「医療労働者が健康ではたらし続けられるように、労災を認め、原因究明・再発防止をしてほしい」という栄総行動の要請に誠実に対応すべきです。

栄総行動実行委員会は、訪問さえ拒否した南医療生協への抗議の意味も込めて、11/7当日は南生協病院周辺地域に、支援者ら13名で2800枚のピウ配布をしました。

↓南医療生協からの文書

人権を擁護する貴会の活動に敬意を表します。

先日、貴実行委員会から2012年10月付けで実行委員長名の申入書及び「ともにあゆむ裁判を支援する会」代表を併記した要請書を受け取りました。

ご承知のとおり、南医療生活協同組合は、「協同互助の精神に基づき、民主主義的運営により、**組合員の保健医療並びに福祉の増進及び、その他生活の文化的経済的改善向上を図ること**」(定款)を目的とする組合員の自治的な組織です。

外部の団体等からの要請についても定款の趣旨の範囲内で、可能な対応をするようにして、おります。

梅村紅美子氏を原告とする損害賠償請求事件は、現在、係属中のものです。弊組合の主張は裁判を通じて明らかにしていくことになります。

貴会によるご訪問は遠慮させていただきます。



行動参加者からは、「民主的な医療機関だと思っていたのに、いつのまにそんなにひどい状況になってしまったのか!」「あんなに豪華な建物は必要ない。それよりも職員が元気で働き続けられる職場でないと、医療の中身も心配」「50億もUFJに借金をしていて、経営は大丈夫なの?」との声も出されました。

← 南生協病院をバックに記念撮影

次回裁判

ご都合のつく方は、ぜひご参加ください。

12月12日(水)午後4時 名古屋地方裁判所2階201号法廷

※裁判後、桜華会館1階「八重桜の間」にて、報告交流集会を行います。

署名8700筆超え 年内に1万筆を！

全国のみなさんのおかげで、署名はついに全国47都道府県すべてに広がりました。

10/22時点で、裁判所宛ては8778筆、南医療生協宛ては8505筆の署名が集まりました。

全国の支援者の方をはじめ、救援会、労働組合などでの署名活動の輪も広がっています。

年内には、なんとか1万筆を超えるよう、もうひとまわり「愛知労働局が認めた職員の労災を認めないなんてありえない」と身近な方たちに声をかけてもらって、署名へのご協力をお願いします。

第4次集約 12月20日（月）



はたらく女性の 中央集会in京都

11月10・11日、京都で開かれた「はたらく女性の中央集会」に梅村さんが参加しました。1日目は「メンタルヘルスケア」の分科会で発言もしました。

2日目は、安斎郁郎先生の放射能についての記念講演のあと、全国で女性の権利を守るためにたたかっている人たちが次々と舞台上上がって発言しました。

当日配布資料にも、「ともにあゆむ裁判」の資料と署名を入れ、参加者に配布しました。



＝南医療生協労組書記局ニュースより抜粋＝

「病院の会議室の遮音性がよくないというならば、労使の協議会なら、使用可能でないか？」と、労働者側委員からもっともな指摘あり。

10/30（火）愛知県労働委員会で、神山充総務部次長（理事会の人事労務担当者）の証人審問が開かれる。

10/30（火）午前、愛知県労働委員会に不当労働行為の救済申し立てを行った件では、最後の証人審問が行われ、私たち南医療生協労働組合への支援者など24名が傍聴参加に駆けつけました。

今回の証人審問は、理事会の人事労務担当者で労働組合の窓口である神山充総務次長が証言し、この間の具体的な労使間のやり取りなどについて、質疑応答が為されました。

まず、労働組合専従者の田島中央書記長に「ICカード」を渡さない問題については、「労働組合から具体的に、どこの場所に入りたいかについての提案が出されないで、理事会として、歩み寄る提案がない」という、今まで聞いたことのない見解が示されました。また、労働組合が新南生協病院の会議室を使えない問題については、「労働組合にいったん貸すと、既得権を主張するから避けたい」とか、「新南生協病院の会議室は、パーティションで仕切られているだけで、遮音性（しゃおんせい）が悪く、労働組合が会議をしている隣の部屋で、理事会の会議が開かれると声が漏れるので問題だ」と答弁しました。この答弁に対して、後ほど、労働者側委員からは、「会議室の遮音性（しゃおんせい）がよくないので、労使が別々の部屋で行う会議の音が漏れ聞こえてしまうから問題だというなら、労使が同じ部屋で行う協議会ならば、使用可能でないか？」というもっともな指摘が為されました。

さらに、労働時間延長の前に、労働組合が変則二交替病棟での公休が取れていない問題を指摘した件については、「これは、ずっと昔からある問題だ」と答弁し、参加者から怒りの声が出されました。

今回ですべての証人審問は、終了し、あらためて、12/27（木）に調査を行うことを確認しました。



【写真上】10/30（火）証人審問後、傍聴参加者に説明する代理人弁護士伊藤勤也弁護士（後姿）